四　前号イ又はロの勘定設定期間の法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間の区分（以下この条から第十八条の十五の八までにおいて「勘定設定期間の区分」という。）

五　当該非課税管理勘定廃止通知書を作成した金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びにその作成した年月日

六　その他参考となるべき事項

6　法第三十七条の十四第五項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税口座廃止通知書（法第三十七条の十四第五項第五号に規定する非課税口座廃止通知書をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）に係る非課税口座廃止届出書（法第三十七条の十四第十七項に規定する非課税口座廃止届出書をいう。以下この条、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九において同じ。）を提出した者（以下この項において「提出者」という。）の氏名及び生年月日

二　当該提出者からその提出の日以前の直近に提出を受けた非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号

三　当該非課税口座廃止届出書に係る非課税口座が廃止された年月日及びその廃止された日の属する次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ　一月一日から九月三十日までの間　当該廃止をした日の属する勘定設定期間の区分

ロ　十月一日から十二月三十一日までの間　当該廃止をした日の属する年の翌年一月一日の属する勘定設定期間の区分

四　当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定への上場株式等の受入れの有無

五　当該非課税口座廃止通知書を作成した金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地並びにその作成した年月日

六　その他参考となるべき事項

第十八条の四第一項第一号中「を提出する」を「の提出（施行令第二十五条の十三の二第一項に規定する提出をいう。以下この条において同じ。）をする」に改め、同項第二号中「法第三十七条の十四第五項第三号イからハまでに掲げる期間の区分（次項から第十八条の十五の七までにおいて「勘定設定期間の区分」という。）」を「区分」に改め、同条第三項第二号中「非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加える。

第十八条の十五の五第二号中「非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書」を加える。

第十八条の十五の六の見出しを「（出国届出書の記載事項）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十五条の十三の四第三項」を「第二十五条の十三の四第一項」に改め、同項を同条とする。

第十八条の十五の八第一項第二号中「第二十五条の十の四第三項」を「第二十五条の十の四第一項第一号」に改め、「非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書」を加え、「及び非課税口座移管依頼書」を「、非課税口座移管依頼書及び出国届出書」に、「又は確認書」を「、確認書若しくは通知書（以下この号において「届出書等」という。）」に改め、「廃止された日」の下に「又は届出書等に記載された勘定設定期間（非課税口座開設届出書、非課税口座内上場株式等移管依頼書及び金融商品取引業者等変更届出書にあつては、その提出があつた日の属する勘定設定期間）の終了の日の翌日から五年を経過する日のいずれか遅い日」を加え、同項第四号中「非課税口座廃止届出書、出国届出書及び」を削り、同条第二項中「若しくは第十三項」を「、第十三項、第十六項、第十九項若しくは第二十一項」に改め、同条第三項中「非課税適用確認書」の下に「、非課税管理勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書、金融商品取引業者等変更届出書、非課税口座廃止届出書」を加え、「、非課税口座廃止届出書」を削る。

第十八条の十五の九第二項中「第三十七条の十四第十五項」を「第三十七条の十四第二十五項」に改め、同項第二号中「（非課税口座開設届出書に添付して提出されたものを含む。）」を「、非課税管理勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書」に改め、同項第八号ロ中「非課税口座廃止届出書」を「金融商品取引業者等変更届出書又は非課税口座廃止届出書」に改め、同項第九号中「第二十五条の十三の四第四項」を「第二十五条の十三の四第二項」に改める。

第十八条の十八第一項及び第二項を削り、同条第三項中「同項の申告書を提出した」を「同項に規定する相続税申告書の提出をした」に、「同項の相続税額」を「施行令第二十五条の十六第一項第一号に掲げる相続税額」に改め、「相続税額に係る」の下に「同項第二号に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第三十九条第五項において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項中「同項に規定する相続税申告書」とあるのは「同条第四項に規定する相続税の期限内申告書」と、「同項の」とあるのは「同条第一項の」と読み替えるものとする。

第十八条の十九第二項中「第二十五条の十七第三項第五号」を「第二十五条の十七第三項第六号」に改め、同条第三項中「第二十五条の十七第三項第六号」を「第二十五条の十七第三項第七号」に、「第五号」を「第六号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に、「土地及び」を「土地、」に改め、「権利」の下に「及び株式」を、「認めたもの」の下に「（株式にあつては、同項第四号に規定する理由に準ずるやむを得ない理由として国税庁長官が認める理由による譲渡により取得したものに限る。）」を加え、同条第十三項第三号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に改め、同条第十五項第一号中「規定する特定処分」の下に「（第二十七項において「特定処分」という。）」を加え、「同項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「財産」を「資産」に改め、同項第四号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十七第十九項第二号」を「第二十五条の十七第二十一項第二号」に改め、同条第十六項及び第十七項中「第二十五条の十七第十九項第二号」を「第二十五条の十七第二十一項第二号」に改め、同条第十八項第四号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に改め、同条第十九項第一号イ中「第二十五条の十七第二十項第一号」を「第二十五条の十七第二十二項第一号」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十二項第二号イ」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十項第二号ロ」を「第二十五条の十七第二十二項第二号ロ」に改め、同項第三号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「第二十五条の十七第二十六項」を「第二十五条の十七第二十八項」に改め、同号イ中「第二十五条の十七第二十一項第一号」を「第二十五条の十七第二十三項第一号」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十一項第二号」を「第二十五条の十七第二十三項第二号」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十一項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十三項第三号イ」に改め、同号ニ中「第二十五条の十七第二十一項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十三項第三号ロ」に改め、同条第二十項中「第二十五条の十七第二十一項第一号」を「第二十五条の十七第二十三項第一号」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「第二十五条の十七第二十一項第二号」を「第二十五条の十七第二十三項第二号」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「第二十五条の十七第二十一項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十三項第三号イ」に改め、同条第二十五項中「第二十五条の十七第二十一項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十三項第三号ロ」に改め、同条第二十七項中「第二十五条の十七第二十四項」を「第二十五条の十七第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項の次に次の四項を加える。

26　法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　特定贈与等を受けた公益法人等から合併により資産の移転を受けた法第四十条第十一項に規定する公益合併法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該合併をした年月日